

辰巳法律研究所 & リーダース総合研究所

行政法☆実力診断テスト

【重要論点ポイントノート】

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

問題 1	行政法	行政基準
------	-----	------

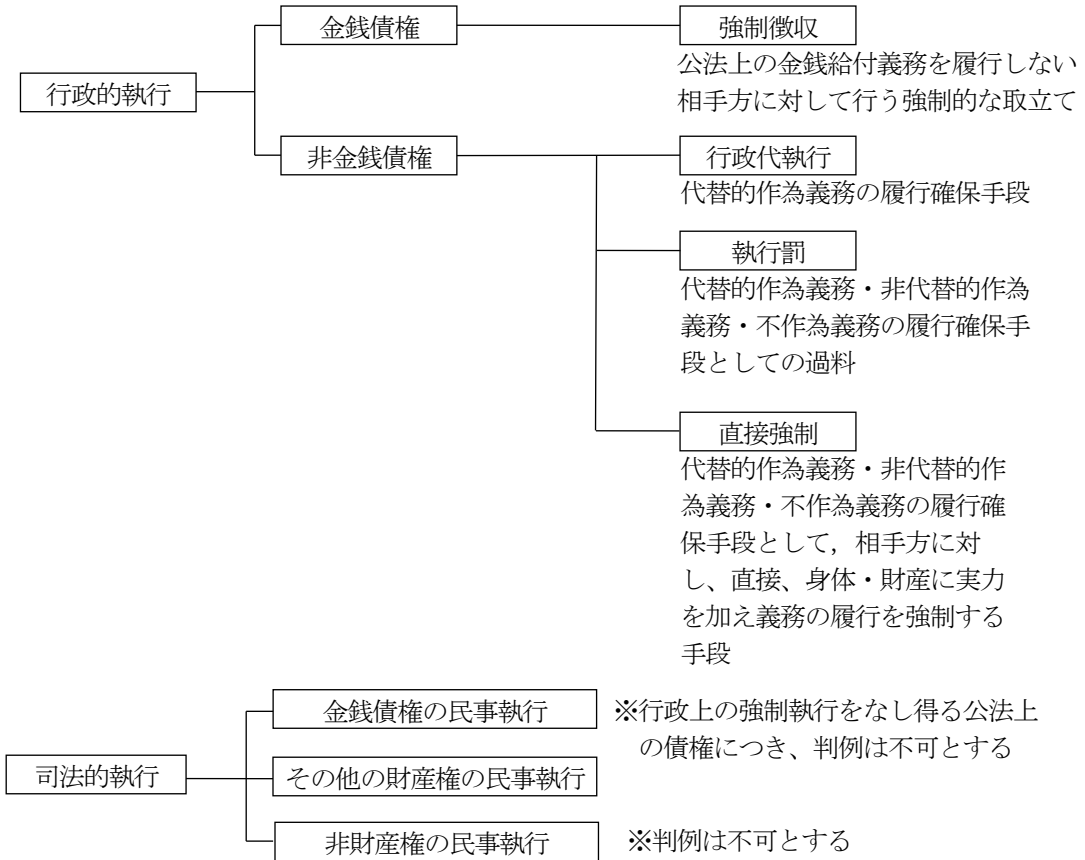
【委任立法】

	争点	結論	
授権法律の合憲性の問題	人事院規則への委任 (最判昭33. 5. 1)	国家公務員法102条1項が、公務員に対し制限する政治的行為の具体的内容をほとんど指示することなく、人事院規則にその定めを委ねたことが白紙委任ではないか	判決は特に理由を付さず、規則は法律により委任された範囲を逸脱しないとした。
	酒税法違反被告人事件 (最大判昭33. 7. 9)	当時の酒税法65条1号が規定している処罰法規の実質的内容を税務署長の指定に委ねた同法施行規則61条9号は、犯罪構成要件の再委任であって、罪刑法定主義に反するのではないか	酒税法65条が罰則規定であること、同54条はその罪となるべき事実の前提要件である帳簿の記載義務を規定しているとした上で、同54条は、その義務の内容の一部たる記載事項の詳細を命令の定めるところに一任するにすぎないのであって、憲法73条6号本文及び但書の規定に反しないとした。
委任立法の適法性の問題	農地法施行令 (最大判昭46. 1. 20)	当時の農地法80条は、農林大臣が「自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるとき」には、国が買収した農地を旧所有者等に売り払わなければならない旨を定めていた。同法施行令16条4号が、売払いができる場合を「公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要があり、且つ、その用に供されることが確実な土地等」に限定しているのは、委任の範囲を超えないか	同法施行令16条4項は、旧所有者への売払い農地の範囲を過度に限定しており、法の委任の範囲を超え無効であるとした。
	銃砲刀剣類登録規則 (最判平2. 2. 1)	当時の銃砲刀剣類所持等取締法14条5項は「美術品として価値のある刀剣類」等の登録の方法や登録のための鑑定の基準等は文部省令で定める旨を規定し、これを受けて制定された銃砲刀剣類登録規則4条2項は、鑑定の対象から外国刀を除外していたが、このような限定は委任の趣旨を逸脱しないか	授権した法律が美術品としての価値判断を専門家の判断に委ねる趣旨であったとして、登録規則制定者の判断を尊重し、行政機関の専門技術的裁量を理由に規則を適法とした。
	旧監獄法施行規則 (最判平3. 7. 9)	14歳未満の者の在監者との接見を原則禁止した旧監獄法施行規則120条（及び124条）は、旧監獄法の容認する接見の自由を制限するものであり、接見の立会等の制限は命令で定めるとした旧監獄法50条の委任の範囲を超え、無効ではないか	旧監獄法45条は、規則120条の趣旨が幼年者への心情の保護にあることは肯定しながらも、被勾留者と外部の者との接見は原則的にこれを許すとの前提に立って、法50条は、面会の態様についてのみ必要な制限をすることを委任しているのであり、規則120条（及び124条）は、面会の態様に関する規定ではなく、法50条の委任の範囲を超え無効とした。

		争点	結論
委任立法の適法性の問題	児童扶養手当法 施行令 (最判平14. 1. 31)	当時の児童扶養手当法4条1項は、同手当の支給対象児童を定め、その5号は「その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの」としていた。この委任を受けた児童扶養手当法施行令1条の2は第3号で、母が婚姻によらず懐胎・出産した婚姻外懐胎児童を対象児童と定め、ただし、父の認知がある場合には対象児童から除外するとしていた(3号括弧書)ので、本件括弧書が法4条1項5号の委任の範囲を超え、無効ではないか	法4条1項5号の委任の趣旨の解釈について、同号が父による現実の扶養を期待できない児童について定めることを政令に委任していると解し、父の認知があるだけでは、なお父による現実の扶養を期待できない等として、括弧書は法の目的・趣旨・委任の趣旨に反し、違法無効とした。
	地方自治法施行令 (最大判平 21. 11. 18)	地方自治法によれば、議員の解職に関する直接請求の制度は、「解職の請求」と「解職の投票」とから構成されるところ、当時の地方自治法施行令108条2項、109条、113条及び115条は、普通地方公共団体の議員の解職投票に公職選挙法の規定を読み替えて準用し、原則として公務員は解職請求代表者となることができないとされている。上記地方自治法施行令の規定は、それが「解職の請求」手続に適用される限りで、地自法85条1項に基づく規定として許される範囲を超え、その限りで違法無効となるのではないか	地自法85条1項は、専ら「解職の投票」に関する規定であり、これに基づき政令で定めることができるのもその範囲に限られるものであって、「解職の請求」についてまで政令で規定することを許容するものということとはできない。地方自治法施行令108条2項、109条、113条及び115条の規定は、地自法85条1項に基づく政令の定めとして許される範囲を超えたものであって、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効とした。

問題 2	行政法	行政上の義務履行確保
------	-----	------------

行政により課された義務を、市民が果たさない場合に、義務の履行をどのように確保するかについて、①行政が自力で強制執行する場合（行政的執行）と、②行政が裁判所に訴え出て、裁判所の救済により履行を確保する場合（司法的執行）とがある。こうした手段を一覧にしたものを以下に示す。



問題 6	行政法	訴えの利益
------	-----	-------

【訴えの利益の判例】 (○=肯定, ×=否定)

分類	事案	結論
処分の効果の完了	代執行による除却工事完了後の除却命令及び代執行令書発付処分の取消訴訟の訴えの利益 (最判昭48. 3. 6)	×
	建築工事完了後の建築確認の取消訴訟の訴えの利益 (最判昭59. 10. 26)	×
	工事の完了・検査済証の交付後の開発許可の取消訴訟の訴えの利益 (最判平5. 9. 10)	×
期間の経過	メーデー経過後のメーデー集会のための皇居外苑使用許可申請に対する拒否処分の取消訴訟の訴えの利益 (最大判昭28. 12. 23)	×
	競願放送局の免許期間が形式的に満了しても直ちに再免許が与えられている場合の自己に対する放送局免許拒否処分の取消訴訟の訴えの利益 (最判昭43. 12. 24)	○
	処分後の不利益期間終了後の運転免許停止処分の取消訴訟の訴えの利益 (最判昭55. 11. 25)	×
法令の改廃	農地委員会が法令により廃止された後の農地委員会解散命令無効確認訴訟の訴えの利益 (最判昭30. 4. 19)	×
	訴訟係属中に条例が廃止された場合の、条例の廃止を求める直接請求のための署名簿の署名の効力に関する訴訟の訴えの利益 (最判昭36. 3. 30)	×
処分が撤回等の事情でその効力を失った場合	農地委員会による買収計画取消し後の買収計画無効確認訴訟の訴えの利益 (最判昭36. 4. 21)	×
	法人税の確定申告に対する更正処分の取消訴訟係属中、所得金額を申告額まで減額する旨の第2次更正処分と、第1次更正処分のおりとする第3次更正処分がなされた場合の訴えの利益 (最判昭42. 9. 19)	×
	税務署長の更正処分に対して取消訴訟係属中に増額再更正処分がなされた場合の、当初の更正処分の取消訴訟の訴えの利益 (最判昭55. 11. 20)	×
その他事情の変化	土地改良工事終了後の土地改良事業認可処分の取消訴訟の訴えの利益 (最判平4. 1. 24)	○
	代替施設設置後の保安林指定解除処分の取消訴訟の訴えの利益 (最判昭57. 9. 9)	×
	在留資格喪失後の再入国不許可処分の取消訴訟の訴えの利益 (最判平10. 4. 10)	×
	対象文書が書証として公開された後の公文書非公開決定の取消訴訟の訴えの利益 (最判平14. 2. 28)	○
原告の死亡	原告の死亡後の生活保護変更決定の取消訴訟の訴えの利益 (最大判昭42. 5. 24)	×
	免職された公務員が免職処分の取消訴訟係属中に死亡した場合の訴えの利益 (最判昭49. 12. 10)	○ (相続人に承継)

問題 7	行政法	国家賠償法 2 条
------	-----	-----------

【国家賠償法 2 条に関する主要判例】

(表中、「国家賠償法」省略)

判 例	事案の概要	結 論	内 容
最判昭45. 8. 20 高知落石事件	過去にしばしば落石・崩土のあった国道において、管理者が「落石注意」の標識を立てる等の注意を促す措置はとっていたが、走行中のトラックに岩石が落下し、同乗者が死亡した。そこで、両親が国と県に対して、国家賠償請求訴訟を提起した。	賠償責任を肯定	設置・管理の瑕疵とは営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。2条1項に基づく賠償責任については過失の存在を必要としない。予算不足は直ちには免責事由にならない。2条1項に基づく賠償責任は結果責任を認めるものではなく、不可抗力であったり、回避可能性がなければ免責される。
最判昭50. 7. 25	国道に故障車が87時間にわたって放置されていたところ、夜間に原動機付自転車が故障車に追突し、運転者が死亡した。そこで、両親が道路管理者である県に対して、国家賠償請求訴訟を提起した。	賠償責任を肯定	道路管理者は道路を常時良好に保つよう維持・修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努める義務を負っており、本件では道路の安全性を著しく欠如する状態であった。道路交通法上、警察官が違法駐車に対して駐車の方法の変更・場所の移動などの規制を行うべきものとされていることを理由に、賠償責任を免れることはできない。
最判昭59. 1. 26 大東水害訴訟	集中豪雨により、一級河川谷田川及び近接する排水路が溢水し、床上浸水等が発生した。そこで、被災住民らが河川管理者たる国、管理費用負担者たる大阪府、排水路の管理者である大東市に対して、国家賠償請求訴訟を提起した。	審理を尽くすため破棄差戻し (差戻控訴審において賠償責任を否定)	河川管理は、災害発生の危険性をはらむ河川を対象として開始されるものであり、その安全性の確保は、治水事業を行うことによって達成されていくことが当初から予定されているのであって、治水事業の実施には、財政的制約、技術的制約、社会的制約等があることから、未改修河川又は改修の不十分な河川の安全性は、過渡的な安全性をもって足りる。 河川管理の瑕疵の判断は、河川管理の特質に由来する財政的、技術的及び社会的諸制約のもと、諸般の事情を総合的に考慮し、同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えているかを基準とする。 改修計画が定められ、これに基づいて改修中の河川については、当該計画が格別不合理と認められないときは、特段の事情がない限り、当該河川の未改修部分につき改修が行われていないというだけでは瑕疵があるとはいえない。

判 例	事案の概要	結 論	内 容
最判平2. 12. 13 多摩川水害訴訟	集中豪雨により、一級河川多摩川の工事実施基本計画に照らして改修・整備の必要がないとされていた箇所が決壊し、家屋19棟が流失した。そこで、被災住民らが河川管理者である国に対して、国家賠償請求訴訟を提起した。	審理を尽くすため破棄差戻し（差戻控訴審において賠償責任を肯定）	改修済み河川は、改修、整備がされた段階において想定された洪水から、当時の防災技術の水準に照らして通常予測し、かつ、回避し得る水害を未然に防止するに足りる安全性を備えるべきである。 河川管理者は、許可工作物の存在を所与の条件として河川の安全性を確保する責務があり、許可工作物から生じる危険を除去するための改修・整備をする場合の諸制約は、流域全体に及ぶ河川管理の制約と比較して相当に小さい。
最判昭61. 3. 25	視力障害者であるXは、点字ブロックの設置されていない駅のホームから線路に落下し、電車に轢かれて重傷を負った。そこで、Xは、国鉄（当時）に対して、国家賠償請求訴訟を提起した。	審理を尽くすため破棄差戻し（差戻控訴審において和解成立）	新たに開発された安全設備を設置しなかったことをもって通常有すべき安全性を欠くか否かを判断するに当たっては、その普及度、事故発生の危険性、設置の必要性、困難性等の諸般の事情を総合考慮すべきである。
最判平5. 3. 30	町立中学校校庭に設置されたテニス審判台に登っていた5歳の幼児が審判台の転倒により下敷きとなって死亡した。そこで、両親が設置管理者たる町に対して、国家賠償請求訴訟を提起した。	賠償責任を否定	幼児がいかなる行動に出ても不測の結果が生じないようにせよというのは、設置管理者に不能を強いるものといわなければならない。通常予測し得ない異常な方法で使用しないという注意義務は、利用者の側が負う。
最大判昭56. 12. 16 大阪空港訴訟	国際空港におけるジェット機運航による騒音等の被害を周辺住民が争った。	賠償責任を肯定	2条1項の瑕疵にかかる安全性の欠如とは、営造物を構成する物的施設自体に存する物理的・外形的な欠陥ないし不備によって危害を生ぜしめる危険性がある場合を指すだけでなく、その営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる危険性がある場合をも含み、また、その危害は、営造物の利用者に対してのみならず、利用者以外の第三者に対するそれをも含む。

問題 8	行政法	条例
------	-----	----

【図表】条例と規則（法文名は地方自治法）

	条例	規則
定義	地方公共団体の議会が制定する自主法	地方公共団体の長・委員会が制定する自主法
制定主体	議会(96条1項1号)	長(15条1項)、委員会(138条の4第2項)
制定し得る範囲	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務である自治事務及び法定受託事務すべてについて制定可能(14条1項・2条2項、15条1項・2条8項9項) 法令に違反しない範囲において制定可能(14条1項、15条1項) 委員会の規則の場合は、138条の4第2項とは別に、個別の法律の根拠が必要 	
必要的条例事項	義務を課し、又は権利を制限する事項（法令に特別の定めがある場合を除く）(14条2項)	
制定手続	<ul style="list-style-type: none"> 条例案の提出権者は、長及び議員にある(149条1号・96条1項1号、112条1項本文)。ただし、議員が提出するには議員定数の12分の1以上の賛成が必要(112条2項) 出席議員の過半数により可決される(116条1項) 議会の議長は議決があったときは、その日から3日以内に長に送付しなければならない(16条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 規則は、議会の議決を経ることなく長の決裁のみによって、制定される
公布期日	長は、条例の送付を受けた場合は、その日から20日以内に公布しなければならない(16条2項本文)	条例の公布手続に準ずる(16条5項本文)
施行期日	条例は、条例に特別の定めがあるものを除く外、公布の日から起算して10日を経過した日から、施行する(16条3項)	法令、条例および当該規則に特則がある場合はそれにより、特則がない場合には、条例の場合と同様、公布の日から起算して10日を経過した日から施行される(16条5項)
条例又は規則に違反した者に対する罰則	法令に特別の定めがある場合を除き、 <ul style="list-style-type: none"> 2年以下の懲役若しくは禁錮 100万円以下の罰金 拘留・科料・没収・5万円以下の過料 (14条3項)	法令に特別の定めがある場合を除き、5万円以下の過料(15条2項)
条例と規則の関係	<ul style="list-style-type: none"> 長の規則で定める領域においては、条例の委任なしに規則を制定することができ、両者の関係は併存独立の関係にある 共管事項に属する領域である場合には、条例が規則に優先するとされている 	

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?のの違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040 (代表)